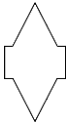
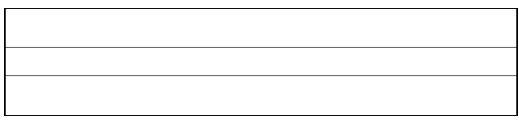


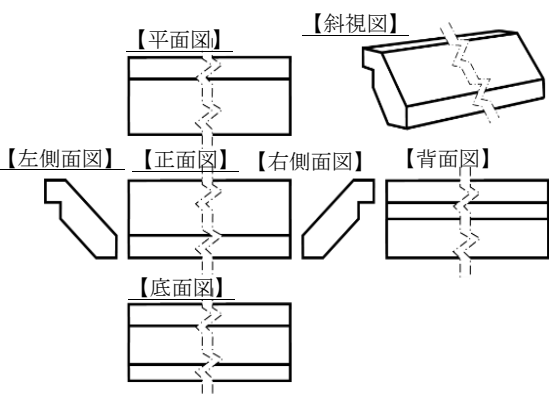
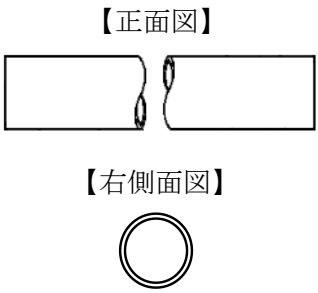
第 13 回意匠審査基準ワーキンググループで提示した 改訂意匠審査基準案からの変更点（案）

前回の意匠審査基準ワーキンググループ（2018 年 9 月 18 日開催 第 13 回）において、創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方、及び意匠審査基準上規定するその他の運用に関する検討事項について検討を行った。

当該検討結果等を踏まえ、改訂意匠審査基準案を、以下のとおり修正してはどうか。

前回の意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの主な変更点

項番	項目	頁	変更の内容
1	21.1.2(1)⑫	15	形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分かるものの例を追加。 【基準改訂案】 21.1.2 意匠が具体的なものであること (1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例 ⑫形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 12） <u>以下の各例については連続状態が明らかであると判断する。</u> <u>連続状態が明らかに分かるものの例①</u> 【左側面図】  【正面図】  意匠に係る物品：「針金」 意匠に係る物品の説明：なし <u>意匠の説明：背面図は正面図と、右側面図は左側面図と、底面図は平面図と同一につき、省略する。この意匠は、正面図において左右にのみ連続するものである。</u>

			連続状態が明らかに分かるものの例②  意匠に係る物品：「窓枠材」 意匠に係る物品の説明：なし 意匠の説明：なし 図面の記載及び「窓枠材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。 連続状態が明らかに分かるものの例③  意匠に係る物品：「排気管材」 意匠に係る物品の説明：なし 意匠の説明：左側面図は右側面図と、背面図、平面図、底面図は正面図と同一につき、省略する。 図面の記載及び「排気管材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。
2	21. 1. 2 (1) ⑬	16	コードなどの中間省略をした図面において、省略箇所の説明がなくても意匠の内容が特定できるものの例と説明を追加。 【基準改訂案】 21. 1. 2 意匠が具体的なものであること (1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例 ⑬意匠法施行規則様式第6備考13によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合 (i) 何れの部位を省略しているのか不明確である場合 (ii) <u>省略箇所が不適切であったり、省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がないこと等から、意匠登録を受けようとする</u>

			<u>る意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲を特定できない場合</u> 意匠全体の<u>構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲が不明なもの</u>の例 意匠に係る物品：「護岸ブロック」 意匠に係る物品の説明：なし 意匠の説明：なし ※説明の都合上、その他の図は省略した。 <u>ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるものであって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものである場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。</u> <u>省略箇所の説明がなくても意匠の内容が特定できるもの</u>の例 意匠に係る物品： 「温風暖房機」 意匠に係る物品の説明：なし 意匠の説明：なし ※説明の都合上、その他の図は省略した。
3	21. 1. 2 (1) ㉔	19	出願に係る意匠が、部分意匠であるのか、部品の意匠であるかが不明である場合の例を、より分かりやすい事例に差し替え、見出しの記載を修正。 【基準改訂案】 21. 1. 2 意匠が具体的なものであること (1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例 ㉔ 出願に係る意匠の<u>意匠に係る物品</u>が不明である場合 【事例】 <u>Part of Iron</u> 【意匠の説明】 なし ※説明の都合上、その他の図は省略した。

			<u>意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台を含めたものであって、そのアイロン本体を部分意匠として出願しているのか、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明であり、具体的な意匠と認められない。</u>
4	71.9.2	54	全体意匠と部分意匠との類否判断に関する説明において、表記方法や表記順序を統一。 【基準改訂案】 71.9.2 全体意匠と部分意匠の類否判断 意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、全体意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。 例えば、カメラの部分意匠の意匠登録出願は、権利の客体となる意匠に係る物品は「カメラ」であることから、先願の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る先願となる。 <u>全体意匠と部分意匠が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。</u> ① <u>全体意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること</u> ② <u>全体意匠の用途及び機能が部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能と同一又は類似であること</u> ③ <u>全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形態が同一又は類似であること</u> ④ <u>全体意匠の物品全体に対し、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること</u> なお、上記①ないし④についてすべて同一である場合、両意匠は実質的に同一となる。また、部分意匠の「その他の部分」に示された特徴は考慮しない。 (1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定 <u>全体意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。</u> (2) 用途及び機能の共通点及び差異点の認定 全体意匠の意匠登録出願の意匠に係る物品の用途及び機能と、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の共通点及び差異点を認定する。 (3) 形態の共通点及び差異点の認定 全体意匠と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」について、それぞれの形態について共通点及び差異点を認定する。 (4) 位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定 全体意匠と部分意匠の「意匠登録受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

			(5) 全体意匠と部分意匠の類否判断 全体意匠と部分意匠の類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、 ① 見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。 ② ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。 ③ 大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。 ④ 材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。 ⑤ 色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与えない。 ⑥ 位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。 なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。 <u>また、意匠法第3条の2にも該当する場合は、審査実務上は、意匠法第3条の2を適用する。</u>
5	21.1.2 (1)⑩、⑪	12	底図が無い場合の取り扱いについて、通常在意匠の場合と組物の意匠の場合について、それぞれの場合における考え方がより分かりやすくなるよう、記載内容を修正。 【基準改訂案】 21.1.2 意匠が具体的なものであること (1)意匠が具体的なものと認められない場合の例 ⑩立体を表す図面が下記に該当する場合 (i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合。 ※ <u>願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。（部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2に従い判断する。）</u>

なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一なのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することで、図示を省略してもよい。

また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図に代えて記載してもよい。

この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

(ii) 各図の縮尺が相違し、一の意匠が特定できない場合

ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

(iii) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していないことにより、具体的な一の意匠の内容を特定することができない場合(意匠法施行規則様式第6備考9)

⑪ 平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

(i) 図が表面図及び裏面図等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合。

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。(部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2に従い判断する。)

なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

(ii) 各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合。ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

72. 1. 2 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第8条に規定する組物の意匠は、物品の部分を含まないことが意匠法第2条に規定されている。

したがって、部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

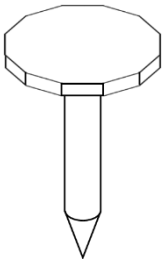
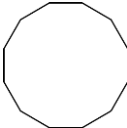
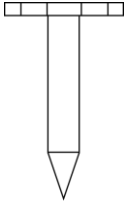
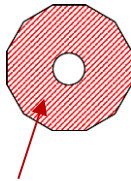
ただし、床面や卓上などに置いて使用するものであって通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくとも願書及び図面等の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の創作の内容を導き出すことができる場合は、底面図がなくとも適切な構成物品の開示として扱う。

(注) 床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げることのないものをいう。例えばティーポットのように、持ち上げて使用するものは除く。(参考：平成12年(行ケ)58号「ティーポット」事件)

底面図がなくとも構成物品として適当な開示と認められるものの例

【事例】一組のスピーカーボックスセット



6	71.7.1.2.1 (3)	51	開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合の事例を差し替え、説明を追加。 【基準改訂案】 71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型 (3) 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合 【事例】「くぎ」 【斜視図】  【平面図】  【正面図】  【底面図】  この箇所が図面上開示されていない。 意匠に係る物品の説明：なし 意匠の説明：背面図、右側面図、及び左側面図は正面図と同一につき、省略する。 底面図の提出が無く、赤色斜線部は意匠登録を受けようとする意匠としての開示がなされていない。その結果、くぎの頭部と胴部とが外観上つながっている箇所が見えない。
---	-------------------	----	--

51.1.2.2.1
(2) 及び(3)

23

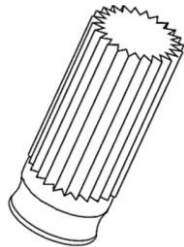
一の物品と判断されるものの例（51.1.2.2.1（2））及び二以上の物品と判断されるものの例（51.1.2.2.1（3））に示された各事例について、理由を追加。また、事例4については、分離している物品であることが分かりにくい旨の指摘があったことを受け、分離したことが明らかとなる参考図を追加。

【基準改訂案】

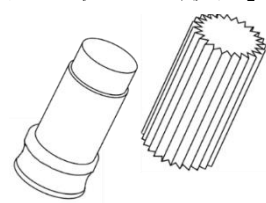
（2）一の物品と判断されるものの例

【事例1】「容器付き固形のり」

【斜視図】



【蓋を外した状態の斜視図】

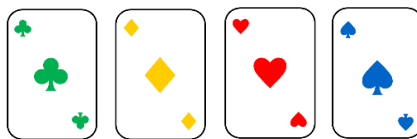


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※一般に固形のりが乾燥すること等为避免使用するためには容器に入れることが必要であることから、社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められ、一の物品と判断される。

【事例2】「トランプ」

【表面図1】



【表面図2】



【裏面図】



【表面図3】



【表面図4】



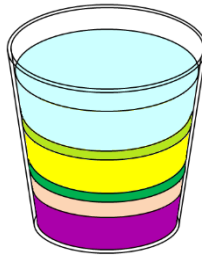
【表面図5】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの13枚4組（1～10の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の13枚からなる）にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、一の物品と判断される。

【事例3】「容器付きゼリー」

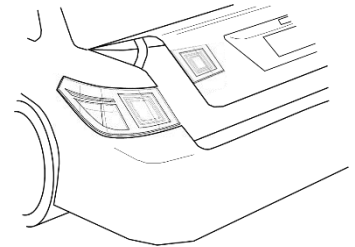
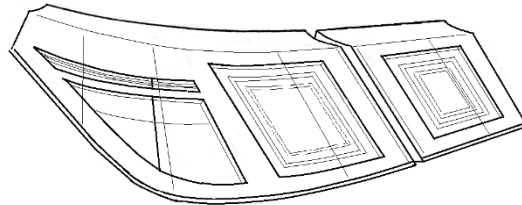


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、一の特定の要素及び機能を果たすために必須とまではいえないが、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するとともに、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮すると、一の物品と判断される。

【自動車に装着した状態を示す参考図】

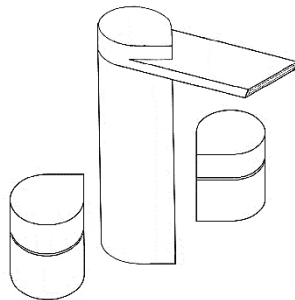
【事例4】「乗用自動車用尾灯」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この自動車用尾灯は、トランクに取り付ける部品と車体に取り付ける部品とで物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの2つの部品を一つのまとまりとして自動車用尾灯と認識され、かつ、いずれも自動車用尾灯の用途及び機能を果たすために必須のものであるので、一の物品と判断される。

【事例5】「湯水混合水栓」

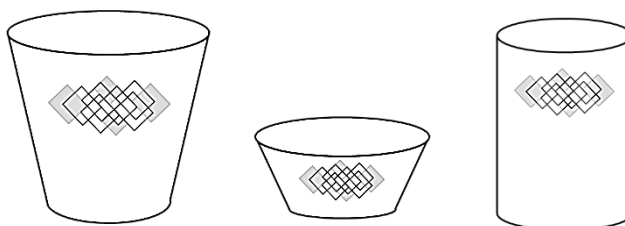


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの3つの部品が一つのまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすために必須のものであることに加え、一つのまとまりある造形がなされており、一の物品と判断される。

(3) 二以上の物品と判断されるものの例

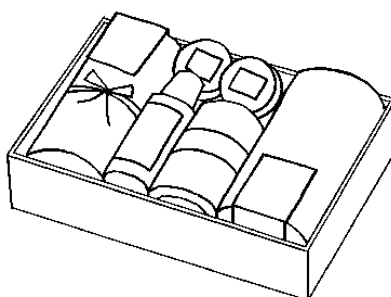
【事例1】「コップ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

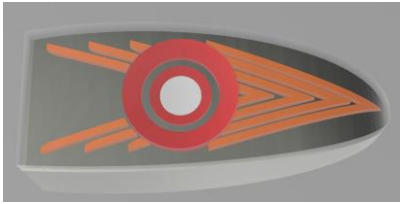
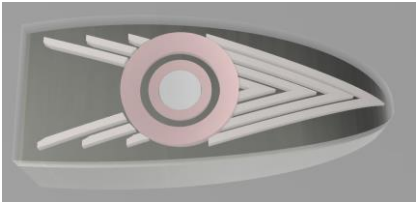
※社会的通念上これら複数のコップが一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップは共通した模様が付されているものの、これら全てについての造形上、まとまりのある創作がなされているともいい得ないこと、さらにこれら複数のコップについて、セットとして販売されることが一般的であるともいい得ないこと等から、一の物品と判断することはできず、二以上の物品と判断される。

【事例2】「ギフトセット」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※ギフトセットの多くは贈答用に販売するために複数の物品を一つの容器に収めたものであって、その組み合わせも様々存在すること、さらに内容物として多数の物品が含まれており、これら全てが一の固有の用途及び機能を果たすためのものとは認められないことから、一の物品と判断することはできず、二以上の物品と判断される。

8	21.1.1.1 (2) ②	5	点灯部を有する物品について、点灯により当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠を構成する要素として取り扱う旨を明記。 【基準改訂案】 21.1.1.1 物品と認められるものであること (2) 物品と認められないものの例 ② 固体以外のもの 電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。 <u>なお、点灯部を有する物品であって、点灯により当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う。</u> 【事例】自動車用尾灯 【正面図】  【消灯した状態を示す正面図】  ※願書の記載事項及びその他の図は省略した。
9	21.1.2(1) ③ (iii)	9	点灯部を有する意匠について、点灯した状態のみを図面等に表しただけでは当該意匠の形態が特定できない場合において、点灯した状態のみを表した場合は意匠が具体的でないと判断する旨を明記。 【基準改訂案】 21.1.2 意匠が具体的なものであること (1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例 ③ 図面、写真などが不鮮明な場合 <u>(iii) 点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことにより、意匠の形態が不明確となる場合。</u> <u>ただし、点灯した状態を表していても、意匠の形態の特定に支障が無い場合、又は消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形態が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認める。</u>

※改訂意匠審査基準案（資料3）中、第13回WG資料からの変更点は黄色マーカー（網掛け）で示している。
（以上）